

1-12 既存防火対象物に対する新基準の適用除外

消 防 法 第17条の2の5
第17条の3
消防法施行令 第34条
第34条の2
第34条の3

消防用設備等の設置基準が制定又は改正された場合、その基準（以下「新基準」という。）の施行の際、現に存する防火対象物（以下「既存防火対象物」という。）に対しては、原則として新基準は適用されないが、次に掲げる場合は、新基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

1 適用が除外されない消防用設備等

次に掲げる消防用設備等（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 34 条に規定する設備）に係る設置基準又は技術基準の改正等がなされた場合（消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 2 の 5 第 1 項かっこ書き）

- (1) 消火器及び簡易消火用具（水バケツ、乾燥砂、膨張ひる石等）
- (2) 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤〔＝二酸化炭素〕を放射するものに限る。（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるもの〔＝規則第 19 条第 5 号第 19 号イ（ハ）及び（ホ）並びに規則第 19 条の 2 の規定〕の適用を受ける部分に限る。）
- (3) 自動火災報知設備（令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16 の 2)項から(17)項に掲げる防火対象物に限る。）
- (4) ガス漏れ火災警報設備（令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で第 21 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げるものに設けるものに限る。）
- (5) 漏電火災警報器
- (6) 非常警報器具及び非常警報設備
- (7) 避難器具
- (8) 誘導灯及び誘導標識
- (9) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であつて、前(1)～(8)に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

2 特定防火対象物の場合

既存防火対象物の用途が特定用途（令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物）である場合（法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号）

（注：すべての消防用設備等について新基準の適用を受けることとなり、「そ及対象物」と称している。）

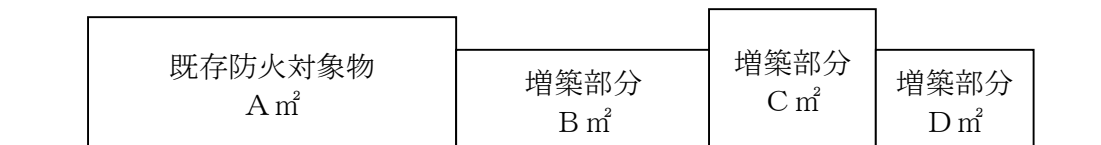
3 増改築、模様替えを行った場合

新基準の施行日以後に、次のア又はイに掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合

- (1) 防火対象物の延べ面積の2分の1以上又は1,000平方メートル以上の増改築が行われた場合（法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の2）
- (2) 防火対象物の主要溝造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合（法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の3）

〔例図〕

増築の例（工場）



〔備考〕床面積の合計が1,000 m²以上となる増築（B、B+C又はB+C+D $\geq$ 1,000 m²）を行ったとき、又は増築がA/2以上となったときは、A部分も含めて改正された現行基準が適用される。

4 違反状態にある場合

新基準の規定の適用の際、旧基準の規定に適合しておらず、違反となっている場合（法第17条の2の5第2項第1号）

5 用途変更の場合の特例

防火対象物が用途変更なされ、当該用途変更後の基準に適合していない場合でも、原則、用途変更後の基準は適用されないが、次に掲げる場合は、用途変更後の基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

- (1) 防火対象物の用途を特定用途に変更した場合（法第17条の3第2項第4号）
- (2) 用途変更後に、次のア又はイに掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合
 - ア 防火対象物の延べ面積の2分の1以上、又は1,000平方メートル以上の増改築が行われた場合（法第17条の3第2項第2号、令第34条の2）
 - イ 防火対象物の主要溝造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合（法第17条の3第2項第2号、令第34条の3）
 - ウ 用途変更の際、用途変更前の基準の規定に適合しておらず、違反となっている場合（法第17条の3第2項第1号）